

個人情報の保護に関する法律に基づく和歌山県公安委員会の所管事業者に係る事務に関する規程

(最終改正：平成29年9月14日 和歌山県公安委員会規程第13号)

個人情報の保護に関する法律に基づく和歌山県公安委員会の所管事業者に係る事務に関する規程を次のように定める。

個人情報の保護に関する法律に基づく和歌山県公安委員会の所管事業者に係る事務に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条の規定に基づく個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）第21条第1項の規定により行う個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）に対する報告の徴収の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、法及び政令において使用する用語の例による。

(報告の徴収)

第3条 法第40条第1項の規定による個人情報取扱事業者等からの報告の徴収は、報告徴収書（別記様式第1号）により行うものとする。

(国家公安委員会への報告)

第4条 政令第21条第3項の規定による国家公安委員会への報告は、報告書（別記様式第2号）により行うものとする。

(補則)

第5条 この規程に定めるほか、法及び政令に基づく個人情報取扱事業者等に関する事務については、警察本部長が別に定める。

(別記様式省略)